

令和7年度 西原町国保財政について

**累積赤字
5,500万円**

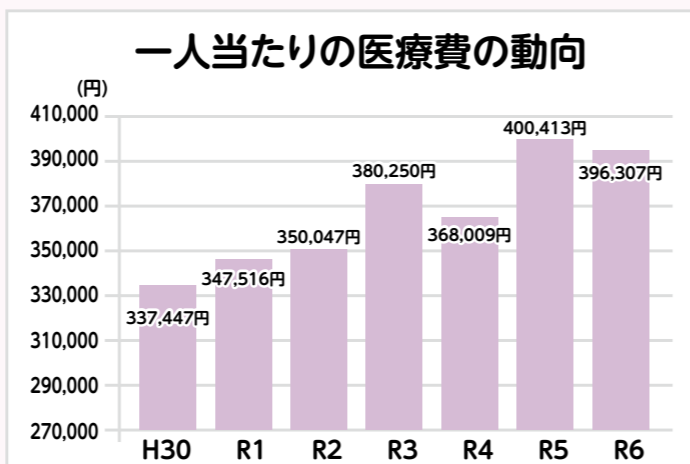
厳しい状況の国保累積赤字

西原町の国保会計は、長年累積赤字を抱えており、平成25年度には13億円を超えました。これに対し「累積赤字解消計画」を定め、計画的に一般会計からの繰入れを行っています。

令和7年度決算においては、累積赤字が約5,500万円になる見込みとなっております。国や県からも累積赤字の解消が求められており、厳しい財政状況が続いているところです。

一人当たり医療費も増加傾向

本町の国保加入者一人当たり医療費は、令和6年度において396,307円となり、令和5年度と比較すると約4千円減少していますが、年々増加傾向にあり、5年間で約5万円も増加しています。



なぜ国保は赤字なの？

西原町では特定健診の受診勧奨、効果的な保健指導、ジェネリック医薬品の推奨等で医療費抑制の取組みを行い、また適正な保険税率への見直しも行ってきましたが、近年の急速な高齢化等による1人当たり医療費の増加、国保税の減収等により単年度の収支においても赤字が続いています。

収入と支出のギャップ解消に向けた町の主な取組み

- ① 診療報酬明細書(レセプト)の内容点検強化
- ② 適正な保険税率への改定および保険税の収納率向上のための口座振替の原則化
- ③ 医療費データ分析に基づく保健事業の実施
 - ・特定健康診査…受診率を高める取組み、とりわけ働き世代の受診勧奨を図る
 - ・特定保健指導…高血圧・糖尿病・脂質異常症・メタボリックの解消に向けた取組みに力を入れる
 - ・虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症の発症予防に向けた取組みに力を入れる
 - ・健康ポイント事業を実施し、3000ポイントを達成した方へ商品券を進呈する

赤字解消のために…

国保加入者(町民)のみなさまへ実践していただきたいこと

- ◇ 年に一度は特定健診、がん検診および特定保健指導を受けましょう!(生活習慣病の予防)
- ◇ ジェネリック医薬品を利用しましょう!(財布に優しいジェネリック医薬品を)
- ◇ 重複受診をやめましょう!(医師と相談し適正な受診を)
- ◇ 適度な運動とバランスの良い食事で健康維持・増進に取り組みましょう!(健康維持で医療費削減)



お問い合わせ ☎ 健康保険課 国民健康保険係 098-911-9163

令和8年4月から「子ども・子育て支援金制度」が始まります

「子ども・子育て支援金制度」は、子ども・子育て支援施策の拡充にかかる財源確保のために、社会全体での子育ての支援として、医療保険の加入者や事業主の方々を含む全世代・全経済主体から、所得に応じて拠出を求める仕組みとなっています。

国民健康保険税においても、令和8年度から、従来の医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に加え、新たに「子ども・子育て支援金分」が追加されます。

令和8年度 子ども・子育て支援金分 西原町国民健康保険税率

	所得割	均等割	18歳以上均等割	平等割
子ども・子育て支援金分	0.27%	1,200円	100円	800円

「子ども・子育て支援金制度」の詳細は、右のホームページ等をご参照ください。



こども家庭庁
ホームページ



子ども・子育て
支援金制度
リーフレット

国民健康保険税のお問い合わせ ☎ 健康保険課 賦課徴収係 098-911-9163
子ども・子育て支援金制度のお問い合わせ ☎ 子ども・子育て支援金制度コールセンター 0120-303-272

『令和8年度西原町国民健康保険税収納対策プラン』について

西原町では安心して医療が受けられる国民健康保険制度を維持し、国民健康保険の財源の安定化を図るため、国民健康保険税の収納率向上に向けた「西原町国民健康保険税収納対策プラン」を策定し、実施します。

1 資格・賦課の適正化

- (1) 他保険加入者の把握に努め、早期に資格喪失届の提出を促します。
- (2) 所得未申告者(世帯)への申告案内を行い、国保税賦課の適正化に努めます。
- (3) 減免制度(天災その他これに類する災害により所得が減少した場合の軽減措置、非自発的失業者に対する軽減措置、後期高齢者医療制度に伴う軽減措置および産前産後軽減措置)の周知を行います。他

2 収納体制の充実

- (1) 電話催告、徴収訪問等の収納対策を実施します。
- (2) 口座振替を原則とし、窓口手続でペイジーによる口座振替受付サービスまたはWeb口座振替サービスを活用した口座振替勧奨を徹底し、口座振替率の向上を図ります。
- (3) コンビニ収納およびスマホ決済を実施し、納付の利便性向上を図ります。
- (4) 平日の窓口時間を延長し、日中に来庁できない方へ納税相談の機会を設けます。他

3 滞納状況の解消

- (1) 納期内納付が困難な方へ、速やかに分割納付等の交渉に努めます。
- (2) 滞納者の財産調査等を行い、効率的な滞納整理を実施します。
- (3) 必要に応じて臨戸訪問等で生活状況を把握し、定期的な納付や増額の要請を行います。他

4 滞納処分の実施

- (1) 悪質滞納者・長期滞納案件の財産調査や滞納処分を実施します。他

国保税は
口座振替で
納めましょう。



納期内納付が
厳しい方は
相談受けます。

お問い合わせ ☎ 健康保険課 賦課徴収係 098-911-9163 (内線2504・2505)